

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です

1. 入院基本料に関する事項

当院では入院患者 7 人に対して 1 人以上の看護職員が勤務しています

2. D P C 対象病院に関する事項

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせで計算する
D P C 対象病院となっております。

※医療機関別係数 令和 7 年 6 月～ 1.5071

(基礎係数 1.0451+機能評価係数Ⅰ 0.3646+機能評価係数Ⅱ 0.0785+ 救急補正係数 0.0189)

3. 医療情報取得加算・医療 D X 推進体制整備加算について

当院では、医療 D X 推進に関して、以下の体制で診療を行っております。

○オンライン請求を実施しております。

○オンライン資格確認を行う体制を有しています。

○電子資格確認を利用して取得した診療情報（受診歴、薬剤情報、特定兼情報等）を診察室で
活用し診療できる体制を有しています。

○電子処方箋を発行する体制を導入予定です。

4. 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しています。

ご不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師にお尋ねください。

なお、後発医薬品の供給状況（不足等）により、投与する薬剤を変更する可能性があります。その際は、患者様へ十分説明した上で治療計画等の見直しを行います。

5. 当院は、近畿厚生局長に下記の届出を行っております。

- ①入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後時 6 時以降）、適温で提供しています。
- ②基本診療料、特掲診療料の施設基準に係る届出については、別掲の「施設基準届出一覧」をご参照ください。

6. 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、自己負担のある方で明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

令和 7 年 6 月 1 日 和歌山労災病院長